



平成 29 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社さが美  
代 表 者 名 代表取締役社長 平松 達夫  
(コード番号 8201 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役(業務担当)宿野 大介  
(TEL: 0463-52-0857)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、平成 29 年 5 月 16 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款の一部変更について

#### (1) 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付けの「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、経営の健全性・透明性・迅速性を確保するため、平成 29 年 5 月 16 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会において株主の皆様から承認が得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する定款規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する定款規定の削除等の変更を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- ②会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにし、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 32 条を変更案第 32 条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③当社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとしておりますが、当社およびグループ会社の効率的な事業運営の推進および経営情報の適時、適切な開示による経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までに変更するものであります。これに伴い現行定款に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 44 期の事業年度は、平成 29 年 2 月 21 日から平成 30 年 2 月 28 日までの 12 ヶ月と 8 日間の決算となりますので、経過措置として附則を設けるもの

であります。

- ④機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、変更案第 42 条を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 5 月 16 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 16 日（火曜日）

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 監査役会 (4) <u>会計監査人</u>  (自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。  第 <u>8</u> 条～第 <u>11</u> 条 (条文省略)	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>  (削 除)  第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
(基 準 日) 第 <u>12</u> 条 当社は、毎年 2 月 <u>20</u> 日の最終の株	(基 準 日) 第 <u>11</u> 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株

<p>主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第 13 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(役員(の定員))</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 22 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p><u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>③ <u>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、取締役全員の同意があ</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は株主総会においてこれを定める。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。 議事録には、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><u>るときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。 議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
--	--

<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u> <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 五 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>定 員</u>)</p> <p>第 33 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(<u>選 任</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>任 期</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対し発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(<u>責任限定契約</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 五 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p>
---	---

<p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議)</u>  <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 38 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 39 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u>  <u>議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  <u>第 42 条 当社は、会社法第427 条第1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u></p>	(削除)

<p><u>できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第 35 条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第 36 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>



<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 46 条 当会社の事業年度は、毎年<u>2月21日</u>から翌年2月<u>20日</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 47 条 剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年2月<u>末日</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>② <u>当会社の間配当の基準日は、毎年8月31日</u>とする。</p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	---

(中間配当)	(削除)
<p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、  <u>毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者</u>  <u>に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	
<p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 44 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 1 条 当社は、<u>第 43 期定時株主総会終結</u>  <u>前の行為に関する会社法第 423 条第</u>  <u>1 項所定の監査役（監査役であった</u>  <u>者を含む。）の損害賠償責任を、120</u>  <u>万円以上であらかじめ定めた金額ま</u>  <u>たは法令が規定する額のいずれか高</u>  <u>い額を限度として、取締役会の決議</u>  <u>によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 <u>第 11 条（基準日）の規定の変更は平</u>  <u>成 29 年 3 月 1 日からその効力を生じ</u>  <u>る。なお、本附則第 2 条は効力発生</u>  <u>日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 3 条 <u>第 22 条（任期）の規定にかかわらず、</u>  <u>平成 29 年 5 月 16 日開催の定時株主</u>  <u>総会において選任された取締役（監</u>  <u>査等委員である取締役を除く。）の</u>  <u>任期は、平成 30 年 2 月 28 日に終了</u>  <u>する第 44 期事業年度に関する定時株</u>  <u>主総会の終結の時までとする。なお、</u>  <u>本附則第 3 条は、第 44 期事業年度に</u>  <u>関する定時株主総会の終結の時にこ</u>  <u>れを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 4 条 <u>第 41 条（事業年度）の規定にかかわ</u>  <u>らず、第 44 期事業年度は、平成 29</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>年2月21日から平成30年2月28日までとする。なお、本附則第4条は、第44期事業年度終了後に、これを削除する。</u></p> <p><u>第5条 第39条(任期)の規定にかかわらず、会計監査人の任期は、平成30年2月28日に終了する第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則第5条は、第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>
-------------	--